

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	指定文化財保存維持活用事業			事業コード	0911
所属コード	204500	課等名	歴史文化課	係名	
課長名	袖上 寛	担当者名	権頭 祐子	内線番号	7352
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	共に生き未来を創る教育・文化	コード	4
	施策	歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	コード	5
	基本事業	歴史的文化遺産の保護と活用	コード	1
予算費目名	一般会計 10 款 6 項 1 目 文化財保護事業 (004-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 昭和 35 年度
根拠法令等	文化財保護法, 盛岡市文化財保護条例			

(2) 事務事業の概要

盛岡市内に所在する文化財の保存及び維持のため、物件調査等を行い、必要なものは指定し、保存・管理を推進する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 35 年に盛岡市文化財保護条例を制定し、計画的な事前資料調査等を行い、社寺・古建築・天然記念物・無形民俗文化財等を主体に指定し、保存に取り組んできた。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

市街地化や再開発に伴い、藩政期以前の候補物件が著しく減少している。今後は明治期以降の町並みや伝統文化を活用しながら歴史文化資源の保存と維持を図り、特色あるまちづくりや地域活性化を行うことが課題である。

また、指定候補物件の抽出と計画的な調査の実施が必要である。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

市内所在の国・県・市指定文化財
指定候補物件
市民

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 指定文化財数	件	267	268	270	273	271
B 指定文化財候補件数	件	43	43	39	47	39
C 指定文化財説明板・標柱補修更新数	基	6	7	5	—	5

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

指定文化財候補物件の調査
指定文化財の維持・管理に係る業務
指定文化財管理補助金交付
文化財の指定・普及活用に係る業務

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 指定文化財候補物件調査数	件	3	6	5	6	6
B 新たな指定件数	件	0	1	2	1	1
C 維持管理費	千円	4,464	4,328	4,163	4,791	5,044

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

市内に所在する文化財は市民共有の財産であり、公共財産として後世に継承する必要があるため、それを保存・維持し、活用を図る。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 指定文化財候補物件調査達成率 物件調査数÷(候補物件数+新指定件数)	■上げる □下げる □維持	%	6.9	13.6	13.3	33.0	15.0
B 文化財指定達成率 新指定件数÷(候補物件数+新指定件数)	■上げる □下げる □維持	%	0	2.3	2.3	33.0	2.5

C 説明板・標柱補修更新達成率	■上げる						
説明板・標柱更新数÷更新必要箇所数	□下げる	%	36.8	40.0	40.0	43.0	41.6
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	4,464	4,328	4,163	4,791	5,044
	⑤その他()	千円	0	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	4,464	4,328	4,163	4,791	5,044
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	300	300	300	300	300
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
計	トータルコスト A+B	千円	5,664	5,528	5,363	5,991	6,244
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

指定文化財は、後世に受け継いでいかなければならない貴重な文化財であり、施策体系の基幹となる。

② 市の関与の妥当性

文化財保護法及び文化財保護条例等に規定された法定事務である。

③ 対象の妥当性

近年では、文化財の概念が変容し、これまでとは異なる新しい概念が生まれ、文化財が多様化している。今後は、これら新しい概念の文化財も対象としていく必要がある。

④ 廃止・休止の影響

指定文化財の保護保存に支障をきたす。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

関連性を持った文化財を一連のものとして捉えた一体的な保存活用や他分野との連携などにより、複合的な活用を図ることができ、成果の向上に繋がる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

経費の直接的補助は所有者・管理者の受益となるが、国民の貴重な財産である指定文化財を保護するために必要なものであり、適正である。

ただし、所有者・管理者の実情に応じた費用負担の適正化を検討する必要がある。

(4) 効率性評価

先端科学技術の導入、早期の修復・保護措置等によって、一時的にコストアップするものの、長期的にはトータルコストが減少し、効果的な保存維持が可能となる。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	歴史・文化の継承	コード	11
	小施策（推進項目）	文化財の保護と活用	コード	1

(2) 改革改善の方向性

近年では、文化財を活用して、観光振興や雇用機会の増加、地域経済の活性化などに取り組む例が増加しており、往時からの趣きある歴史文化と文化財を有する本市にとって、これからのまちづくりの方向性の一つとなりうる。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

文化財単体での保存活用は限界が見えており、今後は他分野との密接な連携が不可欠である。

そのため、他部局との連携を密にして庁内体制を整備する。また、市民団体等との協働も積極的に行っていく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市内に所在する文化財について、国や県、市文化財保護審議会委員の指導を得ながら、調査、

保存等を行ったほか、市民への周知も図った。

文化財について、より一層の啓発が必要であるとともに、その活用についても、所有者や関係部署などと連携を図りながら取り組む必要がある。